

託児所を経営している方は届出を

石垣市では、市内で託児所（認可外保育所施設）等を経営している保育施設について、届出対象となる施設の現況を把握したいと思えます。届出の目的は、利用者に施設の情報を適格に伝え、利用者が適切な施設選択をすることで、安心して子育てができるようにするために行うものです。届出の対象となる託児所（認可外保育施設）等は、沖縄県知事へ届出する必要があります。届出の受付は市役所の児童家庭課で行っています。

※届出対象施設

届出の対象となる託児所（認可外保育施設）等は、乳児又は、幼児を保育することを目的とする施設で、沖縄県知事の認可を受けていないものをいう。

届出対象施設・届出除外施設

施設種別	届出対象施設	届出除外施設
以下のどの施設にも該当しない保育施設	乳幼児が6人以上の施設	乳幼児が5人以下の施設
ベビーホテル 次の条件のうち、どれか一つでも該当する施設 ・ 夜8時以降の保育を行っている ・ 宿泊を伴う保育を行っている ・ 利用児童のうち一時預かりの乳幼児が半数以上	乳幼児が6人以上の施設	乳幼児が5人以下の施設
事業所内保育施設 企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設	従業員の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる施設	従業員の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の施設

店舗等において顧客の乳幼児を対象にした一時預かり施設 (例) 自動車教習所、スポーツ施設、歯医者等の一時預かり施設	顧客の乳幼児以外の乳幼児を6人以上預かる施設	顧客の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の施設
臨時に設置された施設 (例) バーゲン期間のみ開設されたデパートの一時預かり施設	6ヶ月を超えて設置される施設	6ヶ月を限度に設置される施設
親族間の預かり合い(設置者の四親等内の親族を対象)	親族の乳幼児以外に乳幼児を6人以上預かる場合	親族の乳幼児以外の乳幼児が5人以下の場合

※乳幼児の数については、一時預かり児童を含めます。

※約款やパンフレット等で確認できない場合や、今後6人以上の受入を予定している場合も届出対象となります。

◆ 届出の内容

- ・ 施設の名称及び所在地
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 事業を開始した年月日
- ・ 開所している時間
- ・ 入所定員
- ・ 提供するサービスの内容等(サービスの内容の例: 月極保育料、一時保育料、24時間保育料等)
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項(利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。)

- ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数（一時預かりの乳幼児も含む）
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額等
- ・提供する医療機関の名称、所在地、提供内容

◆届出窓口（お問い合わせ先）

石垣市福祉部 児童家庭課 子育て支援係

電話：0980-82-1704（直通）

FAX：0980-83-5525